

穴水町個別避難計画作成に関するご案内



●穴水町個別避難計画とは

穴水町からの依頼を受けて、

普段からご本人とかかわりのあるケアマネージャーや相談支援専門員などが

ご本人やご家族、支援者、穴水町と一緒に個別避難計画作成を行います。

個別避難計画とは、高齢者や障がいのある人などのうち、災害時に自力で避難することが難しく、支援が必要な方（避難行動要支援者）を対象に、災害時の避難に備えて作成しておく計画です。

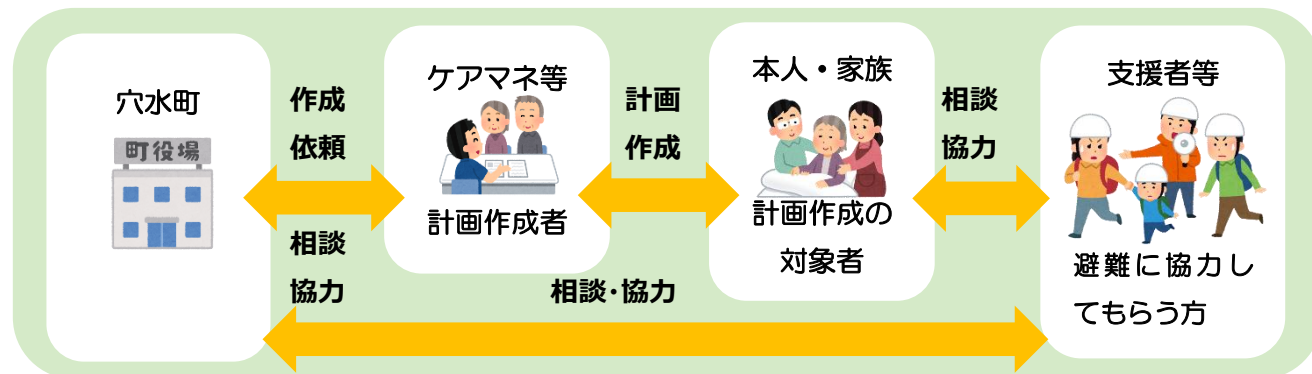
全国的に発生する大規模災害において、高齢者や障がいのある方などの避難行動要支援者に被害が集中していることから、国で令和3年5月に災害対策基本法が改正され、個別避難計画作成が法律に規定されました。

個別避難計画作成に当たっては、ご本人の心身や生活の状況をよく把握しているケアマネージャーや相談支援専門員などの福祉専門職の協力を得て作成することが重要であるとされており、

計画作成を通じて、普段からご本人やご家族自身で避難行動を考えていただき、必要に応じて、地域や支援者の方と情報共有を行っていただくことで、災害からご自身の命を守るにつながります。

ぜひ災害に備えて個別避難計画作成にご理解、ご協力をお願いいたします。

【計画の関係者】



【計画作成の流れ】



●計画作成の対象者

個別避難計画を作成する対象者は、以下の①～④の要件に該当する方です。

- ①穴水町避難行動要支援者名簿に掲載されていること。(名簿に掲載された個人情報を自主防災組織や民生委員等の関係者に対して提供することに同意していること)
- ②介護保険における居宅介護支援、小規模多機能型居宅支援や障害福祉サービス(児を含む)における計画相談支援を利用しており、普段から介護支援専門員や相談支援専門員等とのかかわりがあること。
- ③避難行動要支援者名簿に記載されている住所が、災害危険性の高い地域に該当していること。(洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域のいずれかに該当していること)
- ④個別避難計画(自主防災組織等により作成されたものを含む)が未作成であること。

避難行動要支援者名簿について

避難行動要支援者名簿とは、要介護認定3以上または身体障害者手帳1・2級を所持する方など、一定の要件に該当する方のうち、個人情報の提供について同意を得られた方の名簿を作成し、地域の避難支援等関係者に提供しているものです。

名簿掲載者の要件(入院・施設入所者を除く)

- 1 要介護認定を受けており、要介護3以上の人
- 2 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けており、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害等がある方
- 3 療育手帳の交付を受けている人
- 4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- 5 上記に準ずる状況で町長が特に必要と認める人

名簿提出先(避難支援等関係者)

- ・消防署
- ・警察署
- ・民生委員、児童委員
- ・社会福祉協議会
- ・自主防災組織、町内会
- ・その他必要な関係者

●作成等に関する問い合わせ先

穴水町環境安全課

電話：0768-52-3770

穴水町住民福祉課

電話：0768-52-3650

〒927-8601

石川県鳳珠郡穴水町川島ウ 174

